

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 3 0 日	
八尾市長 殿	
提出者 住 所 大阪府大阪市住之江区浜口西 3 丁目 9 番 5 号 関西電力送配電株式会社 大阪南本部	
氏 名 大阪南本部長 川上 智徳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 6 - 6 6 7 6 - 2 2 1 7	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 我孫子電力所（八尾変電所）
事 業 場 の 所 在 地	大阪府八尾市東老原 2 - 4 6
計 画 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	33:電気業
②事 業 の 規 模	認可出力:153,153MVA(令和6年度末)
③従 業 員 数	8,169名(令和7年3月31日時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産廃処理業者に委託し、処理している。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	排 出 量	98.8 t	— t
	(これまでに実施した取組) 令和6年度にP C B汚染物の処分を実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	排 出 量	185 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 処分後、保管中のP C B汚染物の処分を実施。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処分後、P C B汚染物を保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処分後、保管中のP C B汚染物の処分を実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

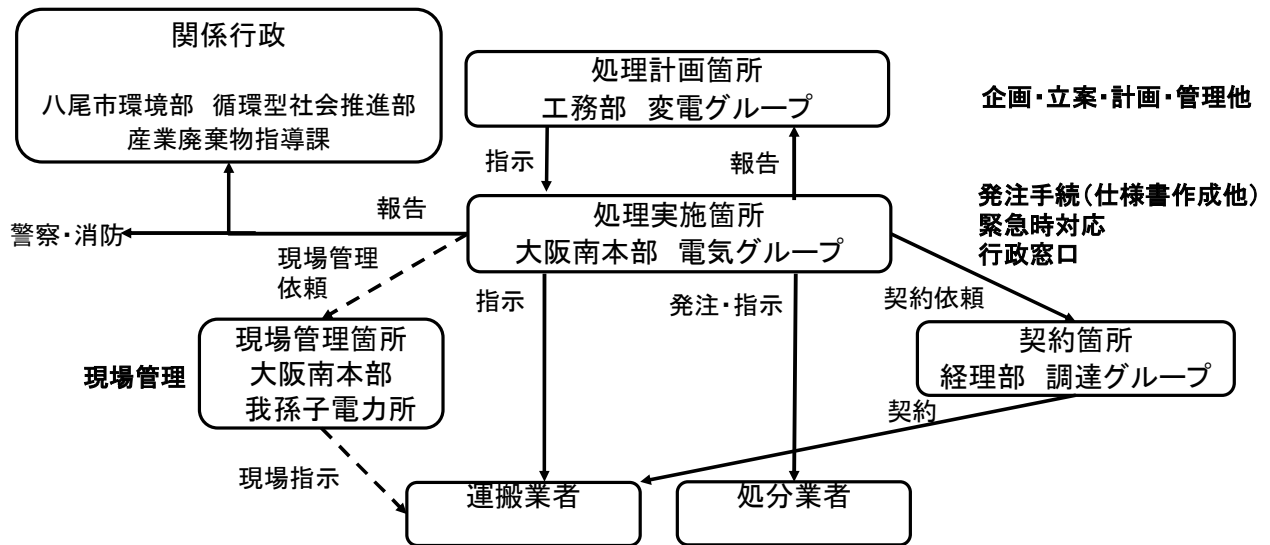
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	P C B汚染物	—
	全処理委託量	98.8 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	98.8 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 令和6年度に処分を実施。		

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	P C B 汚 染 物	—
	全 処 理 委 託 量	185 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	185 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 令和 8 年度に処分を実施。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	0 t	
	(今後実施する予定の取組等) 特になし		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 管理体制図及び各部署の役割



集計用シート 前年度【令和5年度】実 績

提出						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府大阪市住之江区美濃口西9丁目9番5号	関西電力送配電株式会社 大阪南本部	電気グループ				

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	(注＝①～②-③-④+⑤-⑥-⑦＝⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)				⑬+⑭		⑮+⑯	
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接処理処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	⑤④のうち熱回収を行った後の量	⑥⑤から⑦の量より減量した量	⑦⑥のうち、自ら中間処理した後再生利用した量	⑧⑦のうち、自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	委 託 先 に よ る 区 分					⑩⑨のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑪～⑫を除く)	⑪⑩のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑫優良認定処理業者への処理委託量	⑬の量と⑭の量を合計したもの(自動計算)	⑮の量と⑯の量を合計したもの(自動計算)					
コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑪再生利用者への処理委託量	⑫熱回収認定業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	⑭その他の中間処理委託量	⑮埋立処分委託量	⑯優良認定処理業者への処理委託量	⑰⑬の量と⑱の量を合計したもの(自動計算)	⑲⑮の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)							
コード参照	特別管理産業廃棄物の種類	発生した特別産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理割合の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑤の量のうち熱回収を行った後の量	⑥の量から⑦の量を差し引いた量	⑦の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑧の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑪、⑫を除く)	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑭の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑭～⑮を除く)	⑮の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑯の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑰の量と⑱の量を合計したもの(自動計算)	⑲の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)							
1	7412 PCB汚染物	99						0			99						99	0	0							
2								0			0							0	0							
3								0			0							0	0							
4								0			0							0	0							
5								0			0							0	0							
6								0			0							0	0							
7								0			0							0	0							
8								0			0							0	0							
9								0			0							0	0							
0								0			0							0	0							
1								0			0							0	0							
2								0			0							0	0							
3								0			0							0	0							
4								0			0							0	0							
5								0			0							0	0							
6								0			0							0	0							
7								0			0							0	0							
8								0			0							0	0							
9								0			0							0	0							
0								0			0							0	0							
合計		99	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	0	0	99	0	0							

集計用シート 今年度【令和6年度】 目 標

提 出						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府大阪市住之江区浜口西3丁目9番5号	関西電力送配電株式会社 大阪南本部	電気グループ	-	-	-	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

特別産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況															②+③ 自ら再生利用を行った量 (t)	③+④ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 (t)
		①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 (t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち熱回収を行った量 (t)	⑥⑤から中間処理した後の残量 (t)	⑦⑥から中間処理したより減量した量 (t)	⑧⑦から中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨⑧から中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	(注＝①～②-③-④+⑤-⑥-⑦＝⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)						
コード	名 称											委託先による区分	⑪再生利用業者への処理委託量 (t)	⑫熱回収認定業者への処理委託量 (t)	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量 (t)	⑭その他の中間処理委託量 (t)	⑮埋立処分委託量 (t)	⑯優良認定処理業者への処理委託量 (t)
コード参照	特別産業廃棄物の種類ごとの量	発生した特別産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理割合の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑤の量から⑥の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者の再生利用委託量 (⑪、⑬を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量 (⑭～⑮を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの (自動計算)	③の量と④の量を合計したもの (自動計算)
1	7412 PCB汚染物	185					0			185					185	0	0	
2							0			0						0	0	
3							0			0						0	0	
4							0			0						0	0	
5							0			0						0	0	
6							0			0						0	0	
7							0			0						0	0	
8							0			0						0	0	
9							0			0						0	0	
0							0			0						0	0	
1							0			0						0	0	
2							0			0						0	0	
3							0			0						0	0	
4							0			0						0	0	
5							0			0						0	0	
6							0			0						0	0	
7							0			0						0	0	
8							0			0						0	0	
9							0			0						0	0	
0							0			0						0	0	
合計		185	0	0	0	0	0	0	0	185	0	0	0	0	185	0	0	